

## 上尾市子育て世帯訪問支援業務（単価契約）特記仕様書（案）

### 1 業務名

上尾市子育て世帯訪問支援業務（単価契約）

### 2 目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### 3 業務場所

上尾市内

### 4 対象者

上尾市に住所を有し、妊娠または子が0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ、次にあげるいずれかの要件に該当する者

- (1) 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊娠等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊娠及びそれに該当するおそれのある妊娠
- (4) その他、事業の目的を鑑みて、市長が特に支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

### 5 実施期間

本業務の実施期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

### 6 業務内容

対象者が発注者に利用申請をし、決定した家庭が希望する日に、訪問支援員がその対象家庭を訪問し、発注者の支援計画に基づき、家庭の状況に応じて以下の内容を実施する。

なお、委託業務の実施に当たっては、業務の仕様に準じ適切に行うとともに、この事業の利用者が養育及び子育て支援の必要な家庭であることを十分理解し、利用者への安全配慮、支援提供には特に意を用いて遂行する。

また、原則、支援は保護者不在の居宅では行なわない。ただし、ヤングケアラー等がいる家庭の支援及び保育所等の送迎について、発注者の支援計画において、必要性を認め、受注者及び保護者双方が合意した場合に限り、この限りではない。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、子どもの見守り、保育所等の送迎、外出時の補助等）

なお、この支援のうち、授乳、沐浴、保育所等の送迎、外出時の補助等の支援提供については、必須としない。

- (3) 子育てに関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等）
- (4) その他支援対象者の負担を軽減することに繋がる支援
- (5) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (6) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、発注者への報告
- (7) 本事業の利用者の支援のために、発注者が開催する調整会議等への参加
- (8) 発注者が主催する当該事業の研修会への参加

## 7 支援日及び派遣期間

対象者からの利用申請に伴う訪問支援員の派遣の可否については、利用申請を受けた発注者が受注者もしくはその個々の事業所に確認するものとする。

支援日は原則、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日及び1月29日から翌年の1月3日までは除く）とし、支援時間は午前8時30分から午後5時までのうち、訪問支援員を派遣可能な時間とする。

派遣期間は、発注者の支援計画に基づき、1家庭につき4か月以内とし、原則、1週間に1回、1日あたり2時間を限度とする。ただし、必要に応じて支援計画の見直しを行い、派遣期間を延長する。

支援日及び支援時間について、対象者の特別な事情に鑑み、発注者が必要と認める場合において、受注者の事業所ごとの対応可能な時間帯のうち、受注者が対応可能な限りで派遣できることとする。

なお、本事業の目的及び対象者の特性に鑑み、その家庭に派遣する訪問支援員は、可能な限り同一の者とする。

## 8 訪問支援員の要件

訪問支援員については、家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有し、心身ともに健全であり、次の（1）、（2）の要件をいずれも満たすこと

### （1）次のいずれかに該当する者

- ・介護職員実務者研修課程修了者（介護職員基礎研修、訪問介護養成研修1級も可）
- ・介護職員初任者研修課程修了者（訪問介護員養成研修2級も可）
- ・居宅介護職員初任者研修課程修了者（障害者居宅介護従業者養成研修1～2級も可）
- ・居宅介護従業者基礎研修
- ・重度訪問介護従業者養成研修課程修了者
- ・子育て支援員研修受講者
- ・介護福祉士、看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士、幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者

### （2）次の欠格事由のいずれにも該当しない者

- （ア）禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者

- (イ) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並に児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- (3) 支援を行うときには、訪問支援員は常に受注者の従業員としての身分証明書を携帯し、支援開始時には必ず身分証明書を利用者に提示すること

## 9 報告義務

受注者は、1月ごとに、上尾市子育て世帯訪問支援事業活動連絡票及び上尾市子育て世帯訪問支援活動報告書、上尾市子育て世帯訪問支援事業実施報告書、上尾市子育て世帯訪問支援事業利用確認書について、翌月 10 日を目安に提出（ただし、3月事業利用分は当月末を目安に提出）し、発注者に業務履行の確認を受けるものとする。報告内容は、以下のとおりとする。ただし、事業の利用がない月については、この限りでない。なお、発注者が認めた場合は、受注者の個々の事業所ごとに提出することを妨げない。

事業者や訪問支援員は、児童や家庭の状況に心配される事象がある場合及び訪問した家庭が本事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、速やかに発注者に連絡し、必要な支援に適切につなぐよう努めること。

また、受注者は本事業に係る保険等に加入し、支援業務実施中に事故等が発生した場合は、必要な処置にあたるとともに、遅滞なく口頭及び書面により発注者に報告すること。

### 〈報告内容〉

- (1) 支援内容
- (2) 支援対象者や児童の心身の状況、言動、支援を通しての変化
- (3) その他支援対象者や児童の生活の様子で特筆すべき内容

## 10 委託料

委託料は、下表のとおりとする。なお、支援のうち、買い物代行の支援及び公共交通機関等を利用する保育所等の送迎支援での実費額（訪問支援員の分も含む）については、利用者が負担する。

〈表 委託料〉

	委託料（※）
支援提供 1 時間あたり	3, 300 円
訪問 1 回あたり	2, 000 円
キャンセル料（前日 17 時以降のキャンセル）	2, 000 円
調整会議等に係る費用 1 回あたり	2, 000 円

例）訪問支援を 2 時間実施した場合

3, 300円×2時間+2,000円=8,600円

(※) 第二種社会福祉事業のため委託料は非課税

#### 11 個人情報保護（秘密保持義務）

個人情報保護に関する事項は、業務委託契約約款別記（第28条関係）個人情報取扱特記事項によることとする。

#### 12 支払い方法

受注者は、9 報告義務のとおりに発注者による業務履行の確認を受けた後、委託料の支払い請求書を発注者に提出すること。月ごとの業務実施時間や件数に、10 委託料の〈表 委託料〉の対応する単価を乗じた金額によって請求額を算出することとする。発注者は、受注者から提出された請求書に基づき、請求が適当であると認めたときは、その額を月ごとに受注者に支払うものとする。

#### 13 その他

仕様書、特記仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処するものとする。なお、協議により仕様に変更が生じた場合は、変更契約を結ぶものとする。また、本業務は、予算の範囲内において、市民からの利用申請に対し、各受注者と調整のうえで支援内容を決定し、実施するものとする。